

会 議	令和元年度 第1回幸田町総合教育会議 会議録
日 時	令和元年8月6日(火) 開会 午前9時 閉会 午前10時5分
場 所	幸田町役場 4階 401会議室
構 成 員	町 長 成瀬 敦 教育委員会 教育長 小野 伸之 教育委員会 委 員 平松 敏明 教育委員会 委 員 山下 英雄 教育委員会 委 員 長谷 禎子 教育委員会 委 員 立花 千加子
欠 席 構 成 員	なし
傍 聴 者	なし
構成員以外の出席者	企 画 部 長 近藤 学 企画次長兼企画政策課長 成瀬 千恵子 企画政策課長補佐 鳥居 正和 企画政策課主査 神田 剛志 住 民 ど も 部 長 牧野 宏幸 こ ど も 課 長 菅沼 秀浩 教 育 部 長 吉本 智明 学 校 教 育 課 長 内田 守 生 涯 学 習 課 長 長谷 優一郎 学校教育課教育指導監 藤井 敦 学 校 教 育 課 長 補 佐 小塚 弘樹
会議に付した案件	○意見交換 ・放課後児童健全育成事業(児童クラブ)の取組み状況について ○報告事項 ・幼児教育・保育の無償化について
決 定 事 項 及 び 主 な 意 見 等	○放課後児童健全育成事業(児童クラブ)の取組み状況について 受け入れ児童の拡大をしながら、内容の充実・維持を図る。 ○幼児教育・保育の無償化について 無償化の対象審査等において適正な運営に努める。

発言者	発言の主な内容
企画部長	○開会の言葉
町長	<p>○あいさつ</p> <p>・10月から保育料の無償化が始まる。幸田町にとっても重要なテーマである。無償化になり、子どもの預け方に変化が出てくることも考えられる。幸田町は他の市町よりも子育てがしやすいまちだと言っていたできるように、待機児童の解消、児童クラブの受け入れ拡大が大事になる。着任当時、待機児童が発生していたが、担当課の取組みにより小規模の保育事業所ができ、また児童クラブの運営委託による支援員の確保、定員の見直しにより待機児童を解消することができた。</p> <p>・幸田町は人口が伸びている。町村926のうち、社会増2年連続町村で1位。若年齢層の伸び率も愛知県で1位である。また財政力指数、財政の健全度指数が全国25位であり、地方交付税も不交付団体。西三河唯一の町であり、岡崎等との合併の話もあったが、42,000人のまちで互いに寄り添っていくのが一番良いというのが町民の思いだと思っている。</p> <p>・藤田医科大学病院が令和2年4月オープンする。先日、連携協定を結んだ。福祉、健康づくりを目的としたもの、介護老人保健施設、地域包括ケアの拠点づくりに向けた協定です。少子高齢化が進む中で、医療機関の支えがあることで、在宅介護、在宅医療が可能になっていくと考えている。今まで以上の税収は期待できない。できるだけ地域と連携していく。民間の病院、事業所との連携をしていくことで町の出費を少なくしていく、みんなで寄り添って相談できるまちにできることが一番良いのではないかと考えている。</p>
教育長	<p>○あいさつ</p> <p>年に数回、名古屋を除いた市町村教育委員会の教育長、教育委員が参加する会議があり、総合教育会議の話題が出た。年4回開催しているところもあれば、少ない所だと年1回の開催で、あまり機能していないところもあった。幸田町は定例の教育委員会に町長が来ていただいている。それが毎月行われており、意思の疎通が図られている。教育に力を入れていただいている町長の姿勢が表れている。そして、開催の回数ではなく、機能させないといけない。施設や備品の豪華さではなく、子どもたちがどう育ったかが大事である。保護者が安心して小学校、保育園に子どもを預けられる、そのために何ができるかを議論していただきたい。</p>
町長	<p>○議題(1)意見交換</p> <p>「放課後児童健全育成事業（児童クラブ）の取組み状況について」説明を求める。</p>

<p>こども課長</p>	<p>1. 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）の現状について</p> <p>放課後児童健全育成事業は、留守家庭の小学1年生から6年生までの児童を対象に放課後及び長期休暇時において、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的としています。平成30年度に坂崎第2、幸田第4クラブを加え、現在14の児童クラブを運営しています。</p> <p>昨年5月に公表された全国の児童クラブ待機児童で、幸田町は54人の待機児童が発生していました。全国で93番目、愛知県内で6番目に多い数字です。そこで令和元年度、運営規定を見直し、定員を470人から550人に拡大、支援員の年齢制限を65歳から70歳に拡大、幸田第3児童クラブを民間委託することにより、本年6月に待機児童を0人としました。しかしながら、特に夏休みの期間においては、教室の収容人員に限界がきており、学校内の施設だけでは、これ以上対応できない状況にあります。学校外の施設において、児童館、老人憩いの家、コミュニティ等を検討しましたが、1か月半場所を占有すること、支援員、必要備品の移動に苦慮すること、兄弟での入会者の保護者の送迎等に問題があります。令和元年度、豊坂第2児童クラブを整備し、令和2年度新たに、中央小学校で第3児童クラブの整備を予定しています。今後、各小学校のエアコンが整備され空き教室の利用が可能であれば、学校側と協議していきたいと考えています。</p> <p>2. 令和元年度児童クラブの受入状況について</p> <p>各児童クラブにおける学年別の申込児童数、受入総数（通年、長期のみ、合計）を一覧表にて説明</p> <p>3. 運営面での変更内容</p> <p>慢性的な支援員不足の解消により、待機児童の解消を図るため業務を委託する。</p> <p>(1) 幸田第3児童クラブの運営委託</p> <p>(2) 業務期間 令和元年7月19日から令和2年3月31日</p> <p>(3) 契約金額 10,638,000円</p> <p>(4) 業者名 ホームメックス株式会社（豊田市錦町一丁目95番地）</p> <p>(5) 委託内容 昼間保護者のいない小学生家庭への支援及び児童に対して生活習慣を身につけさせる放課後児童健全育成事業を実施する児童クラブの運営委託</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営時間 通常日 放課後～18時30分 長期休暇日 7時45分～18時30分</li> <li>・ 人員配置 主任支援員 1人 放課後児童支援員（資格有） 2人～4人 補助員（資格無） 必要に応じ配置</li> </ul>
--------------	--

町長	○説明に対する意見聴取
委員	○意見 児童クラブでは、プールを利用しているのか。また、民間委託の場所についてはどうか。民間委託のところはやらずに、他のところはやっているなど違いが出てしまうのはよくないのではないか。
こども課長	○回答 児童クラブでもプールを利用しています。ただ、幸田小は人数が多く（280人）、全員が入るのは難しいため、幸田小は今年、中止とした。プールの監視員は事前に講習が必要である。民間委託の場合は、児童クラブの運営とは別の業務委託が必要という問題もあった。保護者から数件の問い合わせもあった。来年以降やるかどうかは、今年の様子を見た上で、要望があればやっっていこうと考えている。
委員	○意見 民間委託について、今年度は委託期間が7月からになっているので、次年度、1年間になると金額が上がるという認識でよいか。また、保護者から町が運営しているところと民間委託でどちらがよいなどの声があるか。
こども課長	○回答 委託金額については、おっしゃるとおりです。民間委託については、保護者向けに事前の説明会も行ったが、実施内容に違いはなく、支援員が民間委託になっただけであり、開始後も特に問題があるとは聞いていない。委託業者は提案内容を審査するプロポーザル方式で決定したので、今年、問題がなければ、しばらく同じ委託先で継続していきたい。
委員	○意見 地元のコミュニティなどで開催できると地域の人との交流等もできるのではないかと思う。また、送迎が大変という声もあるようなので、送迎があると助かると思う。それから、補助員が足りていないという話しをよく聞くが、資格などは必要なのか。また時給はどのぐらいなのか。
こども課長	○回答 補助員は、採用時に面接は実施しているが、資格は必要ない。夏休み期間は学生のアルバイトも多い。現在、時給900円ですが、最低賃金が上がったので金額の変更を検討していく。なお、教員免許を持っている方は、時給1,170円です。送迎については、委託も含めて、今後検討していきたい。
委員	○意見 以前は、部屋にエアコンがなく、お弁当を持たせるのにあたり、保冷

	<p>剤を大量に持たせていたが、今は空調の入った部屋で管理されているか。また、アレルギーの子どもへの対応はどのようにしているのか。</p>
こども課長	<p>○回答 お弁当は保冷剤を入れてきてもらい、エアコンの入った部屋で保管している。おやつを出す関係でアレルギーは把握している。</p>
町長	<p>▼以上で(1)意見交換については、終了とする。 ○(2)報告事項 「幼児教育・保育の無償化について」説明を求める。</p>
こども課長	<p>(2)「幼児教育・保育の無償化について」説明 1. 幼児教育・保育の無償化について 予定されている消費税率の引上げによる財源を活用し、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の一環として、令和元年10月から幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちの利用料が無償化される。 なお、通園送迎費、食材料費、行事費、延長保育料などの実費徴収費用については、無償化の対象とならない。 2. 無償化の対象と上限額 町内対象施設別に無償化の対象と上限額を一覧表にて説明 3. 給食費について 町立の8保育園の3歳から5歳までの児童に対し、これまで実費徴収又は保育料の一部として徴収してきた主食費及び副食費は、無償化の対象とならないため、令和元年10月からは、給食費として月額4,500円を実費徴収することとする。 なお、年収約360万円未満（母子世帯で所得割77,101円未満、一般世帯で所得割57,700円未満）の世帯及び第3子以降の児童については、免除される（対象者820人のうち免除対象者81人）。 （現 状） 主食費：月400円 副食費：保育料に含む。 （実施後） 給食費：月4,500円</p>
町長	<p>○説明に対する意見聴取</p>
委員	<p>○質問 無償化の対象と上限額の一覧表で、同じ幼稚園の名前が何カ所か出てくるが、どのように見ればよいのか。また、町外の幼稚園に行っている子どもはどうなるのか。</p>
こども課長	<p>○回答 表の1段目は、幼稚園の基本時間に関するもの、3段目は基本時間以外の部分、早朝・延長等の部分に関する取り扱いになります。幼稚園に在るが保育園と同等の保育が必要と認められた場合は、延長した時間</p>

	<p>も無償化の対象となる。保育園については、「上限なし」となっているが、基本時間の8時間を超えた延長は、無償化の対象にはなりません。標準時間が通常の私立幼稚園の場合6時間、保育園8時間（延長園11時間）となっており、標準時間を超える部分は無償化の対象外です。</p> <p>また、町外の幼稚園に行っている町内在住の子どもは幸田での取り扱いとなります。</p>
委員	<p>○質問</p> <p>あけぼの第1と第2の違いはあるのか。また、町としての上乗せ部分はあるか</p>
こども課長	<p>○回答</p> <p>幼稚園と認定こども園の違いがあります。保育料の無償化に伴い、国の基準では、給食費として、ごはん代3,000円、おかず代4,500円となっているが、幸田町は、ごはん代とおかず代を合わせて4,500円としています。町内の幼稚園、認定こども園の金額を参考にしながら決定しています。</p>
委員	<p>○質問</p> <p>文部科学省、厚生労働省、内閣府が関わっており、事務が煩雑で大変だと思います。</p>
こども課長	<p>○回答</p> <p>各個人でどこまでが無償化の対象になるのかを園で把握し、町に上げてもらったものを審査して適正な金額をお渡しするという制度になっています。</p>
町長	<p>▼以上で(2)報告事項については、終了とする。進行を事務局へ戻す。</p>
企画部長	<p>○次回の開催予定</p> <p>・第2回は10月3日（木）午前9時～開催</p>